

## (議事要旨 1) テーマの提言について

### 1. 前回までの基準諮問会議における提案について

公益財団法人財務会計基準機構（FASF）渡部企画・開示室長より、前回までの基準諮問会議で提案されたテーマのうち、「会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」における当座貸越契約及び貸出コミットメントに関する規定の改正」について、引き続き状況を注視している旨の説明がなされ、提案者である全国銀行協会を代表して吉田基準諮問会議委員より補足説明がなされた。

### 2. 新規テーマ提案について

FASF 渡部企画・開示室長より、新規テーマとして日本証券アナリスト協会より『『経営者が会計方針を適用する過程で行った判断』及び『見積りの不確実性の発生要因』に関する注記情報の充実』が寄せられた旨、及び第 26 回基準諮問会議で同じタイトルのテーマを日本公認会計士協会から提案がなされており合わせて審議を行う旨の説明がなされた。

続いて、提案者である日本証券アナリスト協会を代表して熊谷基準諮問会議委員より提案の内容の説明がなされた後に、基準諮問会議事務局の ASBJ 西田ディレクターより、審議資料の説明がなされた。

その後、以下のとおり、基準諮問会議の委員より意見が出された。

#### 事務局の提案に賛成する意見

- 今後の監査報告書における KAM (Key Audit Matter) の議論の状況を注視することとし、次回以降、本テーマに関する議論を行うことが適当とする事務局の意見に賛成する。現在 IASB において、開示に関する包括的な議論がなされており、その全体像が明確になってから日本基準の検討を開始することが適切であると考え。また、ASBJ では、開示に関する適用後レビューの実施を予定しているため、その要望を踏まえた上で、着実に検討をしていくことが重要ではないか。
- 開示の充実については、壮大なテーマであるため、IASB の開示原則に関する議論や、KAM の議論の方向性を見定めた上で、議論を開始することが妥当である。
- 経営者による開示は、有価証券報告書への記載だけでなく様々な方法がある。全体としてのディスクロージャーに対する考え方が重要な問題であり、それらを踏まえて議論する必要がある。
- IASB の議論が行われている中で、このテーマについて賛否が大きく分かれており、優先順位をあげて検討を開始するところまで至ってはいないと考え。ASBJ のリソースを考えると、収益認識等で大変な中、開示に関する適用後レビューを実施することも予定されており、重要などころから対応するという全体感の中で、議論が分かれている本テーマをとりあげるには至らないのではないか。

- IFRS の適用に際して、開示の量が増加することは一般的に知られており、それに対して日本基準における開示が今のままでよいかどうかは、根本的な考え方の問題であり、全体像が不明確なまま議論を進めていくことにリスクがあると感じている。
- 開示される内容が、非財務情報か財務情報に記載されるのかは重要な論点である。財務諸表の注記として記載されるのであれば、企業側としては慎重な対応が必要になるのは当然である。
- 企業の経営に与える影響が大きく、株主総会の運営にも関係する事項であるため、ミクロのところから決めていくことに懸念がある。企業の全体の IR の中で補完される場合もあるので、丁寧に議論を進めていく必要があると考える。

#### 提案された開示の検討を開始すべきとする意見

- 第 29 回基準諮問会議（平成 29 年 3 月 14 日開催）において、日本公認会計士協会から、同様のテーマで提案された内容については、IASB から公表された開示原則ディスカッション・ペーパーへのコメントの検討を終えた後、本テーマに関する議論を再開することとされており、会計基準の検討に着手することでよいと考える。
- 開示を取り巻く環境も変化している中、投資先の企業の状況を的確に判断するためにも開示を充実する必要があると理解しており、注記情報に関する会計基準の開発に着手する時期として最適であると考えている。
- 事務局の分析において、IASB の開示原則ディスカッション・ペーパーへの対応について、検討を進める特別の示唆は得られていないとされているが、このディスカッション・ペーパーに対するコメントの検討は、日本基準も踏まえて行われたものではないため、市場関係者が、見積りに関する情報の開示に対して、重要性がないと考えていると結論づけるべきではない。
- 事務局の提案では、監査報告書への KAM の記載については我が国においてまだ制度化されていないことを理由に検討を開始する事は時期尚早であるとされているが、日本証券アナリスト協会の提案は、KAM の議論が契機になっているだけであり、KAM の議論とは切り離して考えるべきである。アナリストの経験からは、のれんや固定資産の減損等の見積もりを含む項目に関しては開示が不足していると考えている。
- 財務諸表利用者が、KAM の議論にかかわらず、財務情報の透明化の一環として提案したことについて重く受け止めるべきではないか。KAM の議論と重複する部分はあるが、それだけを理由に KAM の議論の終了後に検討を開始すべきとするのは根拠が弱い。
- 開示原則ディスカッション・ペーパーでは、会計方針の開示について、経営者が会計方針を適用する過程で行った判断及び見積りの不確実性の発生要因をカテゴリ 1（財務諸表に含まれる情報を理解するために常に必要で、かつ、重要性のある項目、取引又は事象に関連する会計方針）に含めている。我が国の会計基準においても、不十分な部分については、早急に見直しをすべきである。

- 将来予測や見積りを含む会計情報は、その前提となる企業による仮定の説明と第三者である監査人の監査による客観性の確保があつてはじめて有用なものとなる。経営者の主観が入る会計情報に客観性を与える必要があり、注記情報の充実の議論は早い段階で開始したほうがよい。
- 財務諸表の開示に関してリスクのある項目については、監査人と経営者で認識を一致しなければならないということは大前提であつて、KAMの状況から検討を行うというのは順序が違うのではないか。コーポレートガバナンスコード及びスチュワードシップコードにより、企業の情報開示に対する姿勢も前向きになっている中、投資家にも企業にとつても有用な情報であるため、早い段階で議論を開始することが良い。
- 企業による任意開示が充実しつつある一方、財務内容に問題があつたり、不祥事を抱えていたりする企業では、開示が適切になされていないケースがある。そのような企業の場合には、任意開示ではなく、法定開示で必要な開示を定める必要がある。基準諮問会議では開示に関する検討を開始するかどうかを決定することになるが、現時点で検討を開始しないと決定するほどの理由はないと考える。

これらの意見を受け、議長より、注記情報の充実のテーマについては、KAMの議論の結論を待つて基準諮問会議における議論を始める必要はないとの意見が大勢であつたと考えられるものの、一方で、効率的な基準開発の議論を進めていくために、論点を整理した上で、次回の基準諮問会議でコンセンサスを得るべく、再度検討したい旨の発言がなされた。

以 上